

給与支払報告書

提出は一月三十一日までに!!

1 提出先

受給者の平成二年一月一日現在
在居住する市町村長あてにそれ
ぞれ提出してください。

2 提出数

「給与支払報告書」と所得税
の「源泉徴収票」は複写で書け
ますので源泉徴収票は本人に交
付し、
(1)総括表(薄茶色)一組(二枚)

3 給与支払報告書(個人別明細 書)の記入について

- (1)平成二年一月一日現在の住所
をよく確かめてから記入して
ください。
- (2)受給者氏名には必ずフリガナ
をつけてください。
- (3)受給者の生年月日は忘れずに
記入してください。
- (4)この用紙は無色カーボンな
で、源泉徴収票の下に下敷を
入れて書いてください。
「扶養親族の数」の欄には、

年間収入金額100万円まで 所得税がかかりません (平成元年分から適用)

パート所得者及び内職所得者の所得税の非課
税限度額を引き上げる改正法が平成元年11月8
日成立しました。

改正前 90万円=57万円(給与所得控除の最低
控除額)+33万円(基礎控除)

改正後 100万円=65万円(給与所得控除の最低
控除額)+35万円(基礎控除)

奥さまのパートや内職収入が100万円未満(改
正前90万円以下)であれば、夫の所得から配偶
者控除と配偶者特別控除の適用が受けられ、ま
た、100万円では夫が配偶者控除を受けられま
す。

なお、100万円を超えて135万円未満(改
正前107万円未満)であれば、夫が配偶者特別控除
の適用を受けることができます。

る人。

③住宅を新築または、増改築等
して住宅ローン控除を受けよ
うとする人。

などは確定申告書または市県民

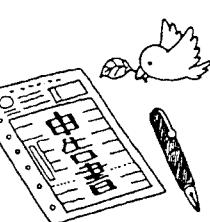
税の申告書に領収書、証明書等の
書類を添付し提出していただきな
いと、その控除が受けられません

なお、この「給与支払報告書」
の提出に関して、事業主から給料
をもらっている人で、この給料以
外には全く収入がない人は事業主
から提出される給与支払報告書だ
けで、所得税の確定申告や市県民
税の申告をする必要はありません。

このように「給与支払報告書」
は、市県民税課税、諸証明発行の
唯一の資料となるものです。

事業主など給与の支払いをする
と、
(2)個人明細書(緑色)一人につ
き二枚を提出してください。
(3)給与の収入金額が一五〇〇万
円を超える者については年末、
調整は不要となっていますが、
給与支払報告書の提出は必要
ですので、必ず作成の上該当
市町村に提出してください。

ただし、つぎのような方は申告
していただきなければなりません。
①病院等に支払った医療費など
の控除を受けようとする人。
②災害などにより被害を受けた
ため雑損控除を受けようとす
る方、もれのないようにすべての
従業員の都留市分を、市長名、整
理番号の記入してある総括表をつ
けて提出してください。
また、枚数の不足やその他お問
い合せは、税務課へお願いします。



「償却資産」の申告

事業用資産の所有者は、毎年一
月一日現在をもって、償却資産の
申告をしていただくことになっ
ています。
申告書の提出は一月三十一日
(水)までとなっていますので、
忘れずに提出してください。
なお、用紙のない人は税務課資
産税係へ請求してください。

所得税・住民税 の申告準備を!

平成元年分の所得税の確定申告
と二年度の住民税の申告は、例年
のとおり二月十六日から三月十五
日までにお願いします。

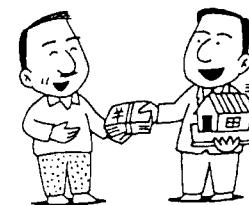
この申告をされる方は、平成元
年中の収入金額や経費などの決算
を済ませておいてください。

白色申告者などまだ帳簿類の
整理ができるいない方は、早めに
ご準備願います。
なお、住民税の申告相談日程な
ど詳しくは一月号広報でお知らせ
します。

土地や建物を売った利益「譲渡
所得」に対して、所得税などがか
かります。

昨年中に土地・建物などを売っ
た場合には、確定申告をしていた
だけますが、その資料となる「お
尋ね」を大月税務署の依頼により
市の税務課で取りまとめます。

該当者には、日時を指定した通
知書が大月税務署から送付され
ますので、関係書類を持参のうえ市
役所税務課まで提出をお願いしま
す。
この「お尋ね」を出しませんと
直接大月税務署まで行っていただ
くことになります。



譲渡所得の 「お尋ね」お早めに!

所得税・事業税・住民税
共 同 説 明 会

日 時 二月七日(水)
会 場 午後一時~三時
大 会 議 室 都留市役所三階